

# 第2回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成29年5月24日（水）14:00～

場 所：ホテルルビノ京都堀川 2階 「松」

## 会議次第

1 開会

2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要について
- (2) 京都府いじめ防止基本方針について

3 その他

4 閉会

## 平成29年度第1回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成29年5月12日(金) 午前10時00分から正午まで
- 2 場 所 ホテルルビノ京都堀川「松」
- 3 出席者 【委 員】6名(欠席委員1名)  
【府教委】教育監、指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他  
【傍聴者】なし
- 4 概 要  
(事務局からの説明事項)  
(1) 前回委員会の概要  
(2) 京都府いじめ調査について  
(その他)

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

### 京都府いじめ調査について

- 5ページの4-(1)の表中、「見守り」は、3か月あるいは場合により相当期間経過観察の状態だと思われるが、それを前提にすると、1,000件のいじめの認知件数中970件が「見守り」に該当することになるのか。また、基本方針では、被害児童生徒については「支援」、加害児童については「指導」と文言が使われると思うが、そうすると、これらの用語が一本の軸上のもののように理解されるのではないか。
- パターン2でいうと、府のいじめ調査は、1学期分を第1回、2学期分を第2回として年2回実施し、学年末の状況を国の問題行動調査に反映させている。「見守り」が970件というのは、いじめが終わり3か月経過しているものが少ないと思われる第1回調査を想定している。第2回調査では、第1回調査の「見守り」はかなり減り、嫌な思いが続いているケースが残ってくると思われる。また、お示ししたパターンは、あくまでも案であって、今後、様々な方面から御意見をいただきながら詰めていきたいと考えており、用語についても更に検討したい。
- 現にいじめが起こっている場合は、学校は、加害児童生徒への指導に力点を置かざるを得ないのであるから、このネーミングは評価できる。いじめ解消の各プロセスで教職員が頑張っている姿が浮き彫りになるようなものにしてほしい。
- いじめの解消と未解消だけでは、中身がわからないが、未解消として整理する際、「要指導」、「要支援」、「見守り」の各件数は、自治体ごとに出すのか。
- 一口にいじめが未解消といつても、「要指導」と「見守り」では大きく異なるので、分類して把握する必要がある。また、いじめが止んでから3か月経過しても、心身の苦痛が残っていれば「見守り」であり、安易に解消とするのではなく、実態に応じて被害児童生徒を見守り続けてもらうよう伝えていきたい。
- これまでから、第1回調査でチェックした子どもについては、第2回調査でも個別に対応してもらっていると思うが、今後は更に時間軸での把握が必要となり、作業が大変になるのではないか。

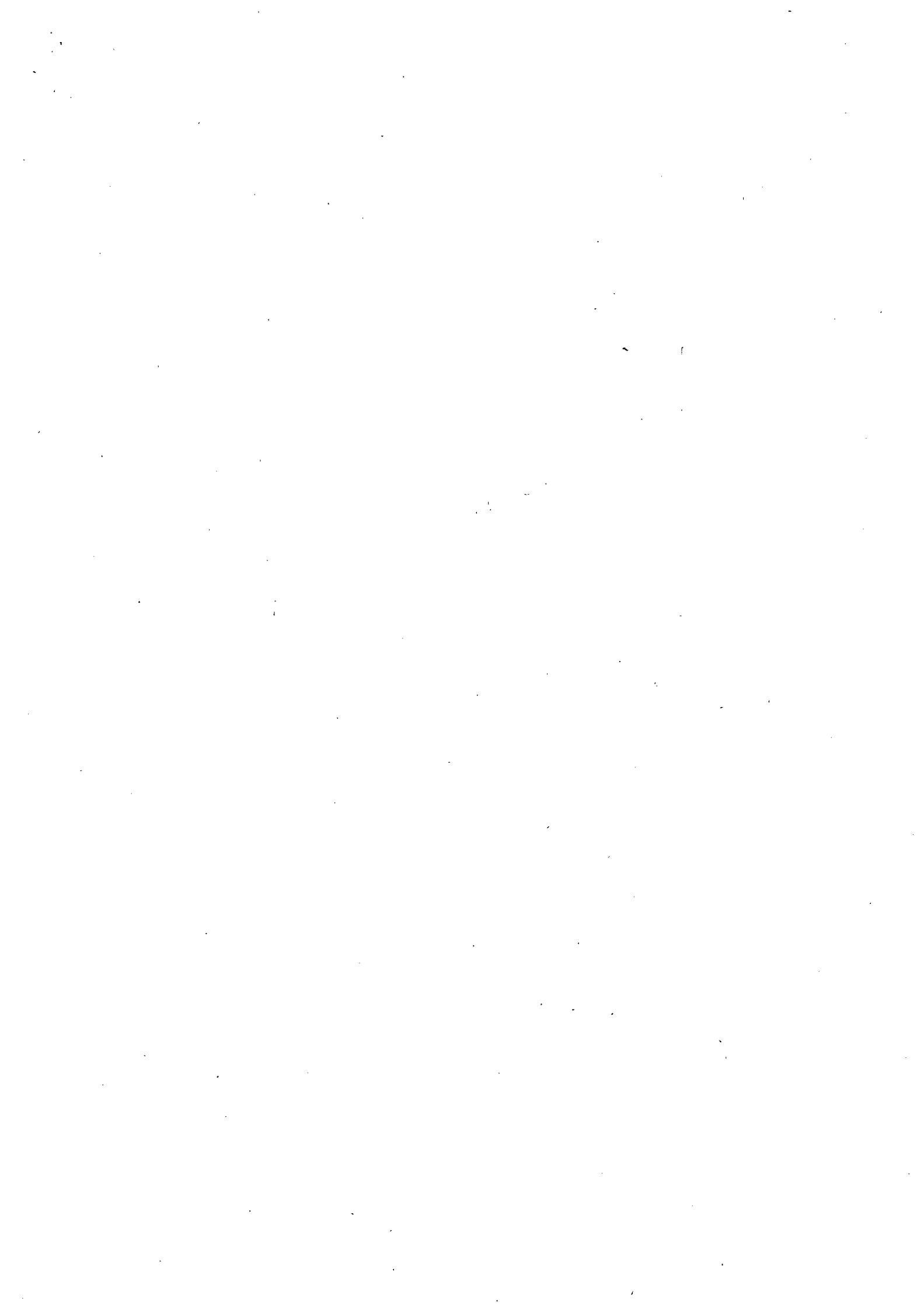
- これまでも、府の調査ではエクセルシートにより個別の子どもについて把握してもらっているが、今後、3か月という時間軸が加わるので、シートに工夫をしていきたい。
- 現場の教職員が統計や調査に力を割かれて、子ども達への対応がおろそかになつてはいけない。また、様々な背景を持つ加害児童生徒を継続的に指導するということも非常に大事であり、それを適切に行なうことが学校本来の教育だということを明記していただければありがたい。
- 「要支援」の状況においては、どういった支援をしているのか。ネーミングが異なるだけで、「要支援」も「見守り」も同じになつては困る。
- 「要支援」は、「見守り」になるか、例えば不登校に進むかの大きな分岐点があるので、スクールカウンセラーの支援を仰いだり、保護者と密接な連携をとることにより対応している。子ども達の心の立ち直り、頑張る気持ちを支えるのは、教員のサポートはもちろん、家庭の支援も非常に大切である。
- いじめの苦痛は、症状が消えても数か月後に再び出てくることは普通にあり得ることである。学校全体で、被害児童生徒・加害児童生徒を含めた居心地の良さを求めていくことが大切である。
- パターン2の方向で進めていただきたいと思うが、その際には、いじめの分類について現場レベルで周知徹底され、それに基づいた調査・対応が行われることが必要だと思う。

## 説明 2

### 京都府いじめ防止基本方針改定素案（新旧対照表）

※ 以下の資料を添付

- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）の改定について【主な改定事項】
- ・ 「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」の改定について【主な改定事項】（「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）別添2）



京都府いじめ防止基本方針（現行）	京都府いじめ防止基本方針（改定草案）	備考
<p><b>はじめに</b></p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じせるおそれがあるものである。</p> <p>いじめは、いじめの未然防止及び早期発見の観点が重要である。</p> <p>そのためには、大人自身のふるまいが子どもたちに影響を与えることなども、いじめの対人関係を構築できる社会性のある大人へとはさくむことでも、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じせるおそれがあるものである。</p> <p>いじめは、いじめの未然防止及び早期発見の観点が重要である。</p> <p>そのためには、大人自身のふるまいが子どもたちに影響を与えることなどを認め、児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさくむことでも、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。</p> <p>いじめは、いじめの未然防止及び早期発見の観点が重要である。</p> <p>そのためには、大人自身のふるまいが子どもたちに影響を与えることなどを認めることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはさくむことでも、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。</p>	<p>京都府においては、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりで、いじめの問題の克服の充実に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するたために、京都府いじめ防止基本方針（以下「京都府の基本方針」という。）を策定する。</p> <p>京都府においては、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりで、いじめの問題の克服の充実に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するたために、京都府いじめ防止基本方針（以下「京都府の基本方針」という。）を策定する。</p>

### 第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

- 1 いじめとは**

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを感じむ。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

参考①  
いじめの定義

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあることと、そして一方では「でも氣づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

- くいじめられている子どもの心理例>
- ・一人ぼっちになりたくない。
  - ・みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
  - ・親に余計な心配をかけたくない。
  - ・大人に話すともっといいじめがひどくなる。仕返しが不安。
  - ・自分が悪いのではないか。
  - ・なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からぬ。

## 2 いじめの防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」とことを理解させることが重要である。また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることがある。そのため改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一緒にと一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を有するものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を負うものである。だから、家庭において何時でも子どもが心をはぐくむなど、談できるようにするために、いじめを許さない心をはぐくむことが大切である。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃か

に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあることと、そして一方では「でも氣づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

- くいじめられている子どもの心理例>
- ・一人ぼっちになりたくない。
  - ・みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
  - ・親に余計な心配をかけたくない。
  - ・大人に話すともっといいじめがひどくなる。仕返しが不安。
  - ・自分が悪いのではないか。
  - ・なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からぬ。

## 2 いじめの防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」とことを理解させることが重要である。また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることがある。そのため改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一緒にと一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を有するものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を負うものである。だから、家庭において何時でも子どもが心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努めることが大切である。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃か

ら信頼関係を築きながらしつかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を見守つていくことなどが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装つて行わるなど、大人が気づきにくく判断しにくいために認識することができないことが大切である。

また、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持つて、早い段階から的確に開わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対する児童生徒に対する安全を確保し、いじめられたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方にについて、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるよう体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、よどみの大人が子どもたちの悩みや相談を受け止めることができるよう連携・協働するため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

ら信頼関係を築きながらしつかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めていくことなどが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装つて行わるなど、大人が気づきにくく判断しにくいために認識することを認識することができないことが大切である。

また、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持つて、早い段階から的確に開わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめられたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方にについて、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるよう体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、よどみの大人が子どもたちの悩みや相談を受け止めることができるよう連携・協働するため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

また、私立学校等における、いじめの問題への対応について、必要に応じて、府教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、私立学校主管部局と府教育委員会などが連携することが重要である。

## 第2 いじめの防止等のための京都府の対応

### 1 いじめの防止等のための京都府における組織等の設置

#### (1) 「京都府いじめ問題対策連絡会議」の設置

いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、「京都府いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

連絡会議の構成員は、学識経験者、公立・私立の学校、市町村、市町村教育委員会、PTA、地方法務局、児童相談所、府警察、府及び府教育委員会関係課その他の関係者とする。

#### (2) 「京都府いじめ防止対策推進委員会」の設置

府教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）」を設置する。

#### くいじめ対策委員会の役割＞

ア 府教育委員会の諮問に応じ、京都府の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からなる審議及び提言を行ふ。  
イ 京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「府立学校」という。）におけるいじめの通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。  
ウ 府立学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必ずががある場合に調査を実施し、その対応についての提言を行ふ。  
エ 府立学校における法第28条に規定する重大事態に規定する重大事態に係る提言を行ふ。  
オ 私立学校におけるいじめの防止等又は重大事態に係る対応等又は重大事態に係る対応に際する情報提供等の支援を行ふ。  
カ 私立学校からの要請に基づき、必要な情報提供等の支援を行う。  
カ 市町（組合）立学校における極めて重大かつ緊急な事態に対し、当該市町（組合）教育委員会からの要請に基づき、調査に係る支援及び助言を行う。

いじめ対策委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を構成員とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

#### (3) 「京都府いじめ調査委員会」の設置

知事は、法第30条第2項及び第31条第2項に定める附属機関として「京都府いじめ調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置

## 第2 いじめの防止等のための京都府の対応

### 1 いじめの防止等のための京都府における組織等の設置

#### (1) 「京都府いじめ問題対策連絡会議」の設置

いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、「京都府いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

連絡会議の構成員は、学識経験者、公立・私立の学校、市町村、市町村教育委員会、PTA、地方法務局、児童相談所、府警察、府及び府教育委員会関係課その他の関係者とする。

#### (2) 「京都府いじめ防止対策推進委員会」の設置

府教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）」を設置する。

#### くいじめ対策委員会の役割＞

ア 府教育委員会の諮問に応じ、京都府の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からなる審議及び提言を行ふ。  
イ 京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「府立学校」という。）におけるいじめの通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。  
ウ 府立学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必ずががある場合に調査を実施し、その対応についての提言を行ふ。  
エ 府立学校における法第28条に規定する重大事態に規定する重大事態に係る提言を行ふ。  
オ 私立学校におけるいじめの防止等又は重大事態に係る対応等又は重大事態に係る対応に際する情報提供等の支援を行ふ。  
カ 私立学校からの要請に基づき、必要な情報提供等の支援を行う。

いじめ対策委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を構成員とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

#### (3) 「京都府いじめ調査委員会」の設置

知事は、法第30条第2項及び第31条第2項に定める附属機関として「京都府いじめ調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置

再調査委員会は、府立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重事態に対する重大事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果に基づいて再調査を実施し、その対応についての提言を行う。再調査委員会は、いじめに係る重大案件の再調査に当たり、中立性を確保する。再調査委員会は、専門的知識及ぶ経験を有する第三者等とともに、再調査委員会の構成員は、いじめに係る重大事態の事態の実施を実施する。

再調査委員会は、府立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果についての提言を行う。再調査委員会は、いじめに係る重大案件の再調査に当たり、専門的知識及ぶ経験を有する第三者等とし、公平性・中立性を確保する。

いじめの防止等のために京都府が実施する施策

- 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○ 学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していくこと、そのいじめがささいなことに見えても個人によつて受け止める方が異なることがある。このため、各学校において、全ての児童生徒にて、次のような取組を推進する。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育

イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大きさとともに他の人の大きさを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組

ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読書活動や表現力等をはぐくむため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組

エ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

いじめの防止等のために京都府が実施する施筆

- いじめの防止等のために京都府が実施する施策  
いじめの防止等のために、京都府として以下の施策を実施する。  
なお、京都市立学校及び私立学校については、京都府が行う施策が全対象となるため、学校におけるいじめの防止等の取組を支えるため、適切な情報提供等に努める。

○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかししながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していきることがあることを見えても個人において、全ての児童生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成するため、教育活動全体を通じて、次のようないじめの防止

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育

イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組

ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組

エ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

オ 幼児期の教育においても、差違段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持つて行動できるような取組や、就学前のがいだんス等の機会を捉えた取組

いじめの未然防止に係る取組

- いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
  - 保護者をはじめ府民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得るよう、広報啓発の充実を図る。
- (2) いじめの早期発見
  - 教育相談体制の活用の推進
    - 心理や福祉の専門家等と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制を整備するとともに、関係機関と連携し、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。
- 定期的な実態把握
  - 児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を

- いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携
  - 教職員が、児童生徒一人一人に対しきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等外部専門家との連携を図る取組を推進する。
- いじめの防止等のための教職員の資質能力向上
  - 全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に応じた適切な対処ができるよう、研修を実施するなどとともに、相談体制の整備を図る。また、心理や福祉の専門家であるスクールワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。
  - いじめの防止等のための教職員の資質能力向上
    - 全ての教職員がいじめの問題を理解し、いじめの問題に対する適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。また、心理や福祉の専門家等と連携し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。
    - 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
  - いじめに関する調査研究等の実施
    - 学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起くる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。
  - いじめに関する正しい理解の普及啓発
    - 保護者をはじめ府民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得るよう、広報啓発の充実を図る。
- (2) いじめの早期発見
  - 教育相談体制の活用の推進
    - 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の整備・周知を図るとともに、関係機関と連携し、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。
- 定期的な実態把握
  - 児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を

参考⑪  
国方針では国  
施がある  
が、法の内容  
理解はいじめ  
対策の目

参考⑫⑬  
文言の整理

及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握することにより、いじめの実態を聞き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。

- 地域や家庭との連携促進  
より多くの大人が子どもとの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するなどと、学校運営協議会や学校が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どもとのささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもつて学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。
- (3) いじめへの対処

- 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援  
解決困難な問題への対応を支援するため、弁護士や教員・警察官・経験者等、多様な人材の協力が得られる体制を構築する。  
また、学校及び市町（組合）教育委員会の要請を受けて、教員・警察官・経験者、心理・福祉の専門家等からなる「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」を派遣し、外部の視点から学校の対応状況の点検や第三者的立場での解決に向けた調整を実施する。

- インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応  
インターネット利用の増加とともに、ささいなことをきっかけとして、ネットトイジメが増加している。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及に伴い、閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい新しい形態のいじめも現れてきている。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとともに連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進めることで、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するためのネットパトロールなどを、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

- 学校相互間の連携協力体制の整備  
いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又

及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握することにより、いじめの実態把握に取り組む。

- 地域や家庭との連携促進  
より多くの大人が子どもとの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するなどと、学校運営協議会や学校が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できよう努力するなどとともに、子どもたちに、子どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもつて学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。

- (3) いじめへの対処
- 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援  
解決困難な問題への対応を支援するため、指導主事等の職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士や教員・警察官・経験者等、多様な人材の協力が得られる体制を構築する。  
また、学校及び市町（組合）教育委員会の要請を受けて、教員・警察官・経験者、心理・福祉の専門家等からなる「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」を派遣し、外部の視点から学校の対応状況の点検や第三者的立場での解決に向けた調整を実施する。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応  
インターネット利用の増加とともに、ささいなことをきっかけとして、ネットトイジメが増加している。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及に伴い、閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくく新しい形態のいじめも現れてきている。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとともに連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進めることで、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するためのネットパトロールなどを、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。
- 学校相互間の連携協力体制の整備  
いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又

はその保護者に対する支援及び児童生徒に対する指導は、児童生徒に対する助言を行なうことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証  
市町村、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証する。

はその保護者に対する支援及びいじめを行つた児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行なうことができるようになります。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等 市町村、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、結果を周知する。また、各学校の法第22条に規定する組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

施設者設置校参考②

参考②  
学校設置者施策

5) 学校運営改善の支援  
学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようするために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関との連携等の体制整備を図る。併せて、生徒指導専任教員の配置、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減

さらに、教職員が子どもと向き合い、保護者、地域の方、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようになるため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

**第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策**

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一貫して協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえその情報がざざいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重要である。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮することが必要である。

### 第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情  
感や不満などを抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重  
要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定  
各学校は、国や京都府等の基本方針を参考にして、自校の児童生徒や

学校いじめ防止基本方針の策定は、国や京都府等の基本方針を参考して、各学校は、自ら策定する。

保護者、地域の状況を、さらに私立学校はその建学の精神を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとする。

保護者、地域の状況を、さらに私立学校はその建学の精神を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとする。

③  
策施  
学校参

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
  - ・いじめの発生時ににおける学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
  - ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

アラジンの防歎のための内規の例

相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容を具体的に定める。いじめの防止等に役立つ多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る取組やいじめの早期発見・対処に関する取組方法等を具体的に定め、これらを徹底するため、チェックリストを作成、共有して全教職員で実施するなど、

工 より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきんと機能しているかを法第22条に規定する組織を中心て見直しを行うPDCAサイクルを盛り込む。

参考④(以下、  
この区分は同  
様) 学校施設等

いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容を具体的に定める。  
いじめに向かわない態度・能力の育成等

ウ サイクルをノンム化を図る。  
アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方に  
についてのマニフェアルを定め（「早期発見・事案対処のマニフェアル」  
の策定等）、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有し  
て全教職員で実施するなどといった具体的な取組を盛り込む。  
エ アからウの策定事項が、同時に法第22条に規定する組織の取組に  
よる未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案  
対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含め  
た、年間を通した当該組織の活動を具体的に記載する。  
オ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生  
徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも  
望ましい。  
カ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学  
校の実情に即して適切に機能しているかを法第22条に規定する組織  
を中心とした点検・評価し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイク  
ルを盛り込む。  
キ 学校基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起

参考

学校設置者施  
策(学校評価  
に関わるも  
の)

きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事  
案対処のマニアルの実行・定期的・必要に応じたアンケート・個  
人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校  
評価項目に位置付け、達成目標を設定し、達成状況を評価する  
ことにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の  
改善を図る必要がある。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護  
者や地域の方とともに連携を図り、地域社会を巻き込んだ学校基本方針にな  
るようになることが、策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有  
効である。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点か  
ら、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、い  
じめの防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるよう  
にすることも大切である。  
さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなど  
で公開する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  
法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの  
対処等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設の「いじめ対策組織」  
の対策のための組織(以下「いじめ対策組織」という。)を置くものと  
する。  
いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たつ  
て中核となる役割を担う。

<いじめ対策組織の役割の例>  
【未然防止】  
ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく・いじめを許さな  
い環境づくりを行う役割  
【早期発見・事業対処】  
イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口  
としての役割

参考⑤  
学校施策

参考⑥  
学校施策

参考⑦  
学校施策

参考⑧  
(以下、この  
区分は同様)  
学校施策

学校基本方針の策定・見直しを行ったのは、方針を検討する段  
階から保護者、地域の方や関係機関等の参画を得た学校基本方針にな  
るようにすることだが、策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効  
であることから、これらの方と協議を重ねながら具体的ないじめ防  
止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点か  
ら、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、い  
じめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加できることも大  
切である。  
さらには、策定した学校基本方針については、学校のホームページへの  
掲載その他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容  
易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時  
・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  
法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの  
対処等に関する措置を実効的に行うための組織(以下「いじめ対策組織」と  
いう。)を置くものとする。

いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組  
むに当たって中核となる役割を担うものであり、特定の教職員で問題を  
抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の  
見立てが可能となること、また、必要に応じて、外部の専門家等が参加  
しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に  
資することが期待される。

<いじめ対策組織の役割>  
【未然防止】  
ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく・いじめを許さな  
い環境づくりを行う役割  
【早期発見・事業対処】  
イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口  
としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割  
エ いじめの疑いに係る情報があつた時には迅速に緊急会議を開き、いじめの情報の共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等、組織的に実施するための中核としての役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割  
エ いじめの疑いに係る情報があつた時には迅速に緊急会議を開き、いじめの情報の共有、関係のある児童生徒の人間関係に関する悩みを含む。)があつた時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行ふ役割  
オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】  
カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割  
キ 学校基本方針に基づき、いじめの防止等に係る基本方針に基づく年間計画に実施する役割  
ク 学校基本方針を企画し、計画的に実施する役割  
ツ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、同方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためにには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

参考⑪ 学校施策  
参考⑫ 学校施策  
参考⑬ 学校施策  
参考⑭ 学校施策  
参考⑮ 学校施策

いじめ対策組織は、定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげるところもある。

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確に対応できる体制とすることが重要である。特に、いじめ対策組織は組織的に行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からのお訴えを抱え込まず全て情報を組織的に報告・相談するとともに、いじめ対策組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることなどが必要である。

約と共有化を図る。

参考⑩  
学校施策

学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのようなに等）を明確に定めておく必要があるが、これらのはじめの有りは、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとつて情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

参考⑪  
学校施策

また、法第22条においては、いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導による教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参画を得るようにする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たつて関係の深い教職員を追加する。

参考⑫  
学校施策

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれら機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できることとが大切である。

※上記「ク」の  
追加を受けた  
修正

ささらに、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直しのほか、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかつたケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCサイクルで検証することが大切である。

- 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置
- 3 学校は、学校の設置者（公立学校の場合は教育委員会、私立学校の場合は学校法人。以下同じ。）とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

(1) いじめの防止  
いじめは子どもの子どもにも起ること、どの子どもも被害者にも  
加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじ  
めは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止に  
取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能  
力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるよ  
うな集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自  
信を身につけることにより、互いを認め合える人間関係・学校風  
土を作ることが大切である。  
加えて、児童会・生徒会において、校内でのいじめ撲滅や命の大切  
さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒  
自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するた  
めの取組を推進する。

(1) いじめの防止  
いじめは子どもの子どもにも起ること、どの子どもも被害者にも  
加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじ  
めは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止に  
取り組むこと等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが何より重要で  
ある。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能  
力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるよ  
うな集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自  
信を身につけることにより、互いを認め合える人間関係・学校風  
土を作ることなどが大切である。  
等の特別活動において、児童生徒が自らいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、  
議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さと互いの問題に  
ついて主張的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。  
加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によつて初め  
ていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるため  
には児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、  
傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止  
めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。  
あわせて、以下の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児  
童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な  
支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要  
な指導を組織的に行う。  
・登達障害を含む、障害のある児童生徒  
・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護  
者を持つなどの外因につながる児童生徒  
・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒  
・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故によ  
り避難している児童生徒  
このほか、いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質能力  
の向上と共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校  
内研修を実施するよう努める。

(2) いじめの早期発見  
いじめは、大人が気づきにくく判断しにくいため行われることが多  
いことを踏まえ、学校は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築等  
に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように見

参考⑭  
学校施策

参考⑯  
学校施策

※ ポイント改訂  
部分である  
が、いじめ対  
策上、特に配  
慮を必要と考  
えられるため

参考⑮  
学校施策

守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努める。

参考③ 学校施策  
④ 学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならず、これを踏まえ、学校は、児童生徒から教職員等が迅速に対応する学校の教職員等が迅速に対応することは、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることが必要である。

学校は、いじめに関する通報及び相談窓口等の取組について、児童生徒から活用されるよう、積極的に周知する(スクールカウンセラーや相談日の案内、総合教育センタに相談窓口等の紹介)とともに、特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の構成員となる場合、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。  
また、周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例(プロセス)を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることが重要性を理解させることが必要である。

(3) いじめに対する措置  
いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を当該学校の設置者に報告する。  
また、いじめの事実を確認した場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的に被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、事実関係を迅速にそ の保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

参考④ 学校施策  
⑤ 学校は、いじめの情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、組織的に被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

なお、加害児童生徒が、好意から行つた行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまつた場合は、恶意がなかつたことを十分加味した上で対応する必要がある。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ  
いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められないじめを止めるなど同調していいる勇気を持つよう指揮する。また、はやし立てるなど同調していいる児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担することは十分に理解させる。

に、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。  
加害児童生徒には、当該児童生徒の人格の成長を旨として、  
教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。  
なお、加害児童生徒が、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまつたような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができる場合は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能な場合である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ  
いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に對しても、誰かに知らせた場合として捉えさせ、たとえいじめを止められないじめを止めるなど同調していいる児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担することを十分に理解させる。

#### (5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもつて安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされなければならない。ただし、これらの場合が満たされていない場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。  
① いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的な又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目標とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかるわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より长期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。  
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

#### 参考⑤ 学校施設案

参考②  
いじめの定義

て、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じないかどうかを面談等により確認する。  
学校は、いじめが解消に至つていらない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) いじめ解消後の継続的な指導  
いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。  
また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進めることで、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を作り出していく取組を推進する。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応  
ネットいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行つてしまふこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、ネットいじめに対する感覚を高めることが必要である。  
インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(6) いじめ解消後の継続的な指導  
いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。  
また、いじめの発生を契機として、事例を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進めることで、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を作り出していく取組を推進する。

(7) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応  
ネットいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行つてしまふこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、ネットいじめに対する感覚を高めることが必要である。  
インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(8) 地域との連携  
学校評議員や地域学校協働本部等が設置されている場合には、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進めること。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけな

参考⑭  
学校設置者施  
策ではあるが、  
主語は学校

第4章 重大事態への対処

- 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

  - いじめに該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき
  - いじめに該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席するこどもを余儀なくされたる疑いがあると認めるととき
  - するお、生命、心身の場合、身体に重大な被害を負った場合等であり、相当の期間とまた、児童生徒が殺害されたものとして取り扱う

第4章 重大事態の対応



卷之二 調查報告及學生大事記

いじめによる又ははじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、学校の設置者又はその設置する学校は、その重大事態に對処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。  
なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となるた  
いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どなたが、いつ（いつ頃から）、誰から行わ  
れたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒がどのように対応したかなど  
題があつたか、学校・教職員がどのようである。この際、因果関係の特定を  
可能な限り網羅的に明確にすることが、たゞ不都合なところに調査する。  
また、学校の設置者・学

卷十事能發牛分調本

参考⑨ 重大事態に係る記載

いじめの重大事態については、基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき適切に対応するものとする。

いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、府立学校は府教育委員会を通じて知事に、その他の公立学校は当該教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に、私立学校は知事に、速やかに報告する。

この場合、学校の設置者又はその設置する学校は、その重大事態に對処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのようにどうなったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒がどのようなことである。この際、因果関係の特定を可能か否か、学校・教職員がすることである。また、学校の設置者・学校自身が、たゞが不都合なことがあつたとした。

ても、事実にしつかりと向き合う姿勢が重要である。

### 3 調査を実施する組織

- (1) 学校が調査主体となる場合  
学校が行う重大事態の調査は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。

- (2) 学校の設置者が調査主体となる場合  
学校の設置者は、速やかに、その下に組織を設置して調査を行う。  
この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。  
なお、府立学校についての提言を行ふ。

ても、事実にしつかりと向き合う姿勢が重要である。

### 3 調査を実施する組織

- (1) 学校が行う重大事態の調査は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。

- (2) 学校の設置者が調査主体となる場合  
学校の設置者は、速やかに、その下に組織を設置して調査を行う。  
この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。  
なお、府立学校についての提言を行ふ。

4 調査の結果を踏まえた措置  
調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する重大事態の事実関係等必要な情報について、当該調査を含め、適切に説明を行う。また、調査結果は、公立学校に報告する場合には、私立学校については知事に、私立学校又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者所見をまとめて報告する。さらに、公立学校で発生した重大事態について学校法人は、自らの権限及び責任において、当該調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に係る重大事態への対処又は当該重大事態への対処を講ずる。

4 調査の結果を踏まえた措置  
調査を実施した場合は、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報及びその保護者に対する重大事態の事実関係等必要な情報について、当該調査を含め、適切に説明を行う。また、調査結果は、公立学校に報告する場合には、私立学校については知事に、私立学校又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者所見をまとめて報告する。さらに、公立学校で発生した重大事態について学校法人は、自らの権限及び責任において、当該調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための措置を講ずる。

### 5 再調査及びその結果を踏まえた措置

#### (1) 再調査

公立学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた地方公共団体の長(公立学校については知事)は、法第30条第2項の規定により、または、私立学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた知事は、法第31条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について再調査を行うことができる。府立学校又は私立学校における重大事態について再調査をする場合

### 5 再調査及びその結果を踏まえた措置

(1) 再調査  
公立学校で発生した重大事態の調査結果については報告を受けた地方公共団体の長(公立学校については知事)は、法第30条第2項の規定により、または、私立学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた知事は、法第31条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について再調査を行うことができる。府立学校又は私立学校における重大事態について再調査をする場合

は、再調査委員会が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

- (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供  
再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

- (3) 再調査の結果を踏まえた措置  
公立学校で発生した重大事態について当該地方公共団体の長及び教育委員会は、また、私立学校で発生した重大事態について知事は、再調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

- (4) 議会への報告  
知事は、府立学校における再調査の結果について、京都府議会に報告する。  
また、その他の公立学校における再調査の結果について、当該地方公共団体の長は、議会に報告する。

は、再調査委員会が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

- (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供  
再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

- (3) 再調査の結果を踏まえた措置  
公立学校で発生した重大事態について当該地方公共団体の長及び教育委員会は、また、私立学校で発生した重大事態について知事は、再調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

- (4) 議会への報告  
知事は、府立学校における再調査の結果について、京都府議会に報告する。  
また、その他の公立学校における再調査の結果について、当該地方公共団体の長は、議会に報告する。

#### 第5 その他の重要事項

京都府は、京都府の基本方針の策定から3年の経過を中途として、国の動向等も勘案しながら、府の施策や学校の施策、重大事態への対処等、京都府の基本方針が適切に機能しているかどうかを検討し、必要があると認められるときは、京都府の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。

#### 第5 その他の重要事項

京都府は、国との動向等も勘案しながら、府の施策や学校の施策、重大事態への対処等、京都府の基本方針が適切に機能しているかどうかを検討し、必要があると認められるときは、京都府の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）の改定について【主な改定事項】

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（平成28年11月20日いじめ防止対策協議会）		いじめの防止等のための基本的な方針 (平成25年10月11日文部科学大臣決定)		備考
	改定前	改定後		
1. いじめの認知	○いじめの定義の解釈の明確化を図る。 ・解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定期であることを具体例を示しながら明確にする。	5 いじめの定義【P5】  また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかれたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。 ① △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。	5 いじめの定義【P5】  また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかれたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。 ① △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  ② △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  ③ △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。	① △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  ② △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  ③ △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
2. いじめ防止基本方針	○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に基づく対応を改めて確認させる。 ・学校基本方針に基づく対応が必要である。 ○学校基本方針がいじめの防止が徹底されることを実現するにより、教職員がいじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学ぶことができる。	2. いじめ防止基本方針  【学校】 ○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に基づく対応を改めて確認させる。 ・学校基本方針に基づく対応が必要である。 ○学校基本方針がいじめの防止が徹底されることを実現するにより、教職員がいじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学ぶことができる。	3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策  各学校は、国との基本方針、地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。 ① △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  ② △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  ③ △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。	① △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  ② △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  ③ △んかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

・校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。  
・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付ける。

学校基本方針には、いじめの防止として定めた取り組みを実施するかを取組計画として定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

○いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置付けるよう促す。学校基本方針において、いじめ対策の達成目標を設定し、年間を通してどのように取組（いじめの防止プログラム等）を実施するかを取組計画として定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

また例えば、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能効向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが考えられる。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを第2.2条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPICAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

・いじめの発生時ににおける学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。  
・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

<p>④ 第3-1-ア に引用</p> <p>学校いじめ防止基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。</p> <p>④ 第3-1-イ に引用</p> <p>その中核的な内容としては、いじめに向かわぬ、態度・能力の育成等のいじめが起きにくく、いじめを許さない環境つくりのためには、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。</p> <p>④ 第3-1-ウ に引用</p> <p>また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針中の教職員の資質能力向上による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能効向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通して当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。</p> <p>④ 第3-1-オ に引用</p> <p>さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることとも望ましい。</p> <p>④ 第3-1-カ に引用</p> <p>学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評</p>
---

<p>個別に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案処理のマニエアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。</p>	<p>⑤ 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるよう努める。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。</p> <p>⑥ 学校いじめ防止基本方針について、各学校のホームページ上で公開する。</p> <p>⑦ 学校の設置者として実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点</li> <li>○ 各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を悪さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。</li> </ul>
---	---

<p>学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針にするよう努める。また、児童生徒とともに、学校の取組を円滑に進めいく上でも有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等に取り入れるよう留意する。</p> <p>○学校基本方針を実効的なものにする取組を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等を確実に関わらせる仕組みを構築する。</li> <li>・学校基本方針を各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。</li> </ul>	<p>【P20】② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点</li> <li>○ 各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を悪さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。</li> </ul>
---	--

<p>したがって、各教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</p>	<p>⑧（基本方針策定促進の関係）</p> <p>2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>(2) 地方いじめ防止基本方針の策定</p> <p>地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国的基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、<u>条例など</u>を定めることが望ましい。  <u>（以下、「地域基本方針」という。）</u>を定めることが望ましい。</p> <p><u>地域基本方針</u>は、当該地方公共団体の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが想定される。例えば、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定めたり、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めたりするなど、より実効的な地域基本方針とするため、地域の実情に応じた工夫がなされることが望ましい。</p> <p>地方いじめ防止基本方針は、当該地方公共団体の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが想定される。</p> <p>例えば、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定めたり、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めたりするなど、より実効的な地方いじめ防止基本方針とするため、地域の実情に応じた工夫がなされることが望ましい。</p> <p>（3）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  <u>第2.2条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応</u></p>
<p>2. いじめ防止基本方針</p> <p>【地方公共団体】</p> <p>○文部科学省が、市区町村教育委員会に地方基本方針を策定する意義及び必要性を再認識させながら、策定を強く促す。</p> <p>○都道府県教育委員会が、策定に向けて検討している管下の市区町村（例：人材体制が不十分）を支援することにより、地方基本方針の策定を促進する。</p>	<p>【P13】</p> <p>2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策</p> <p>(2) 地方いじめ防止基本方針の策定</p> <p>地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国的基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、<u>条例など</u>を定めることが望ましい。</p> <p><u>（以下、「地域基本方針」という。）</u>を定めることが望ましい。</p> <p><u>地域基本方針</u>は、当該地方公共団体の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが想定される。例えば、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定めたり、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めたりするなど、より実効的な地域基本方針とするため、地域の実情に応じた工夫がなされることが望ましい。</p> <p>地方いじめ防止基本方針は、当該地方公共団体の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが想定される。</p> <p>例えば、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定めたり、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めたりするなど、より実効的な地方いじめ防止基本方針とするため、地域の実情に応じた工夫がなされることが望ましい。</p> <p>【P22・23】</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  <u>第2.2条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応</u></p>
<p>3. 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有</p> <p>【学校のいじめ対策組織】</p> <p>○いじめ対策組織は、いじめの未然防止</p>	<p>（3）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  <u>第2.2条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応</u></p>

- ・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織委員会であることを改めて周知する。教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が、当該組織の活動状況を点検する。
- 生徒指導専任教員を中心とした組織的な指導体制の構築を支援する。

⑨ 応を行なうため中核となる常設の組織を置くこととする。  
この中核組織は、特定の教職員で問題を抱え込まざる学校が組織的に対応することにより、複数の目的による状況の見立てができること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等が参加し、二、学校じめ防上基本方針に基づく取組の実施や具体的な年次計画(学校じめ防止プログラム等)の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えら  
用 第3-2に引

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組む中核となる役割を担う。具体的には、

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・  
実行・検証・修正の中核としての役割
  - いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情  
報の収集と記録、共有を行う役割
  - いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、  
いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の  
取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携とい  
た対応を組織的に実施するための中核としての役割  
などが想定される。

学校いじめ対策組織は、学校が組織のかつ実効的にいじめの問題を解決する。

- に取り組むに当たっては、  
上げる役割が挙げられる。

⑪ 第3-2-A  
に引用

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくくいいじめを許さない環境づくりを行う役割

○ 早期発見・事案対処】

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期至見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割

○ いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があつた時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び關係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握とし、じめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導的体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

⑫ 第3-2-B  
に引用

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○ 学校いじめ防止基基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

⑬ 第3-2-C  
に引用

- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの  
防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑩ 第3-2-キ  
に引用
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の事情に即して適切に機能  
しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見  
直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ⑪ 第3-2-ケ  
に引用
- などが想定される。

○児童生徒及び保護者に対して、学校の  
いじめ対策組織の存在及び活動が容易  
に認識される取組（例えば、朝礼の際  
にいじめ対策組織の教職員が児童生徒  
の前で挨拶する等）を実施するよう教  
育委員会等が指導し、実施状況を確認  
する。

- ⑫ 第3-2-イ  
に引用
- いじめが起きにくく・いじめを許さない環境づくりを実効的に行  
うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、  
自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の  
際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）  
を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためにには、学校  
いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し。  
事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒  
から認識されるようにしていく必要がある。
- ⑬ 第2-2-イ  
に引用
- 教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校主  
管部局においては、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認  
し、必要な指導・助言を行なう。
- ⑭ 第3-2-イ  
に引用
- さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、  
児童生徒が学抜いじめ対策組織の存在、その活動内容等について長  
体的に把握・認識していくか否かを調査し、取組の改善につなげる  
ことも有効である。
- ⑮ 第3-2-イ  
に引用
- 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にい  
じめの疑いに関する情報を基に、組織的に行なうべき情報と共有化された情報を基に、  
組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事  
業運営の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行なうことが必  
要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担う  
が、情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱  
え込みますに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て  
当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個  
別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情  
報の集約と共有化を図ることが必要である。
- ⑯ 第3-2-イ  
に引用
- (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  
当該組織を構成する第22条の「当該学校の複数の教職員」につ  
いては、学校いじめ対策組織は、「当該学校の複数

県私立学校担当部局として、職能団体・関係機関との連携を強化することにより、いじめ対策組織への外部人材(弁護士、警察官経験者等)の参画を推進する。

いじめは、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たつて関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織となることが有効である。

○学校のいじめ対策の企画立案等を学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事業対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善するよう促す。

の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者が「より構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、学科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たつて関係の深い教職員を追加する。

⑯ 第3-2に引  
用  
いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任の垣根を超えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や学科担任等が参画し、学校はじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人材配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事業対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事業対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題について組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行なうべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

また、当該組織を実際に機能させるに当たつては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

### [P22]

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  
第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び

さらには、当該組織を実際に機能させるに当たつては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  
注第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及

【学校内の情報共有】  
○組織的対応の意義を再度周知し、教職員の意識改革を促す。



組織に報告・共有する義務があること（※）、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について、事例を示すこと等を通じて改めて周知徹底する。

※教職員がいじめの情報共有を怠り、地方公務員法上の懲戒処分を受けた事例もある。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、事例を示すこと等を通じて改めて周知徹底する。

児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を持込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学生いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

[P19] (5) 地方公共団体等が実施すべき施策

② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

○ 教職員定数の改善による生徒指導専任教員の配置や、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担軽減を推進する。

#### 【P21】

○学校運営改善の支援

・教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようになるため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する

○児童生徒からの相談や訴えに正面から向き合い、いじめの被害児童生徒を守り通すため、教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付けるよう促す。

(3)に引用(以下、2段落を含む。)

他の過剰な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を持込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学生いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(5) 地方公共団体等が実施すべき施策

② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うようするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、並びに連携等の体制整備を図る。生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進することともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。

○学校運営改善の支援

・教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようになるため、生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

② 第2-2-(5)に引用

② 第2-2-(5)に引用

<p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が足され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う</li> </ul> </li> </ul>	<p>③ (学校評価の関係)            第3-1に引用 (7)再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって、各教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案処理のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う</li> </ul>
<p>【P20】② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が足され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う</li> </ul>
<p>【P19】(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 学校の設置者として実施すべき施策           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめに対する措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の設置者は、第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【学校から教育委員会等に対する報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育委員会等として、積極的に学校を訪問して状況を確認するとともに、教育委員会等によるメリット(外部専門家による支援、警察等関係機関との連携、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣)を具体的に示しながら対応を促す。</li> </ul>	<p>(5) 地方公共団体等が実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 学校の設置者として実施すべき施策           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめに対する措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の設置者は、注第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。学校の設置者は、その設置する学校に対し、いじめへの対処の際にこれらへの支援を行うことを、予め周知しておく必要がある。さらに、学校の設置者として、学校からの報告</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

#### 4. いじめの未然防止・早期発見

##### 【未然防止】

- 就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持つ行動できるようになるよう、取組を促す。

##### [P17]

##### (5) 地方公共団体等が実施すべき施策

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を行なうことができるよう、保護範意識を養うための指導等を行なうことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

- いじめの未然防止に向けて、幼稚期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持つ行動できるよう、取組を促す。(1) オに引用の機会を捉え、児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

⑦ 第2-2-(1)

##### [P10]

##### (3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策

- 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成  
社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。このため、道徳教育用教材の活用や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための取組を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。

#### 4. いじめの未然防止・早期発見

##### 【未然防止】

- 道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例とともに児童生徒にいじめの問題を考えさせることで、実践的な取組を行う。

##### [P10]

##### (3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策

- 児童生徒の主張的な活動の推進  
児童会・生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主張的な活動を推進する。

##### [P19]

##### ○児童生徒の主張的な活動の推進

- いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、(児童生徒に対するアンケート・聴き取

##### (5) 地方公共団体等が実施すべき施策

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を行なうことができるよう、保護範意識を養うための指導等を行なうことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

- いじめの未然防止に向けて、幼稚期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持つ行動できるよう、取組を促す。(1) オに引用の機会を捉え、児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

⑦ 第2-2-(1)

- 児童生徒の主張的な活動の推進  
児童会・生徒会において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主張的な活動を推進する。

- 学校の設置者として実施すべき施策  
② 学校の設置者として実施すべき施策  
○ いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、(児童生徒に対するアンケート・聴き取

⑦ 第3-3-(1)

(次項に吸収)

り調査によって初めていいじめが把握される例が多いことからも、児童生徒の協力を得ることは不可欠。)

することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる

児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる

#### 【P24】

##### (4) 学校におけるいいじめの防止等に関する措置

###### i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

###### (4) 学校におけるいいじめの防止等に関する措置

###### i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

###### (4) 学校におけるいいじめの防止等に関する措置

###### i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

#### 【P16】

##### (5) 地方公共団体等が実施すべき施策

###### ○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

###### ・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知

・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば都道府県が、「24時間SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各層に周知徹底する等）

###### ○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

###### ・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知

・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば都道府県が、「24時間SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各層に周知徹底する等）

#### 【P16】

##### (5) 地方公共団体が実施すべき施策

###### ○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

###### ・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知

・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば都道府県が、「24時間SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各層に周知徹底する等）

###### ○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

###### ・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知

・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば都道府県が、「24時間SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各層に周知徹底する等）

###### i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

⑩ 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によつて初めていいじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、保護者とならず、学校といじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させよう努める。

#### 【P16】

##### (5) 地方公共団体等が実施すべき施策

###### ○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

###### ・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知

・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば都道府県が、「24時間SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各層に周知徹底する等）

###### ○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

###### ・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知

・ 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば都道府県が、「24時間SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各層に周知徹底する等）

###### i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

⑪ 児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒が、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。

###### i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

⑫ 児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒が、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。

- 相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることが重要性を理解させる取組を行う。

【早期発見】  
アンケートや個人面談の実施状況を教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が点検を行う。

#### [P18] (5) 地方公共団体が実施すべき施策

- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
  - ・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す
- 都道府県私立学校主管部局の体制
  - ・ 私立学校主管部局において、重大事態があつた場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する

#### [P19]

- ② 学校の設置者として実施すべき施策
  - いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる

#### [P25]

- (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - ii) 早期発見
 

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 相談の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることが重要性を理解させる。

#### (5) 地方公共団体等が実施すべき施策

- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
  - ・ いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 都道府県私立学校主管部局の体制
  - ・ 都道府県私立学校主管部局において、所管する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、重大事態があつた場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する。
- ② 学校の設置者として実施すべき施策
  - いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる

- ③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - ii) 早期発見
 

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校におけるいじめの防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について

<p>アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。</p>	<p>(2)に引用(次段落を含む)</p> <p>いて定めておく必要がある。</p> <p>アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを登信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) はじめに対する措置</p> <p>いじめが形見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの方針について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p> <p>いじめは、単に謝罪をもつて安易に解消することはできない。 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされない場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</p> <p>①はじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学級いじめ対策組織の判断により、より长期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。</p> <p>②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p>
<p>5. いじめへの対処</p> <p>○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。</p>	<p>【P25】(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iv) いじめに対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの方針について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</p> <p>いじめは、単に謝罪をもつて安易に解消することはできない。 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされない場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</p> <p>①はじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学級いじめ対策組織の判断により、より长期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。</p> <p>②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p>

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。  
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再登する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 【P19】

## ② 学校の設置者として実施すべき施策

## ○ いじめに対する措置

・市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようするために必要な措置を速やかに講ずる。

③ いじめを行った児童生徒の保護者に対する措置  
・市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようするために必要な措置を速やかに講ずる。

④ いじめの防止等のための国が実施すべき施策  
(次項は市町村計画)

## 【P12】

(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策  
○インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)  
対応  
・インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させる。  
・いじめの具体的事例を示しながら、いじめの行為が刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪や民事上の損害賠償請求の対象と

## ② 学校の設置者として実施すべき施策

## ○ いじめに対する措置

・市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようするために必要な措置を速やかに講ずる。また、市町村の教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、出席停止の期間における学習への弾力的な対応を検討する。

③ いじめの防止等のための国が実施すべき施策  
(次項は市町村計画)

⑤ いじめの防止等のための国が実施すべき施策  
(国関係施策)  
○インターネットや携帯電話を利用していじめ(ネット上のいじめ)への対応  
・児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。インターネット上のいじめは、外部から見えにくく・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動的に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可

なり得ることを理解させる等の取組を  
推進する。

<p>能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名譽毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与える等のない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットバトロールなど、インターネット上のいじめに対する体制を整備する。</p> <p>【P17】</p> <p>(5) 地方公共団体が実施すべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれてないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備</li></ul> <p>具体的には学校ネットバトロールの実施などが想定される</p>	<p>(5) 地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>○児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれてないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備</p> <p>具体的には学校ネットバトロールの実施、情報モラルを身に付けるための教育の充実等が想定される</p>	<p>第2-2-(3)に内容の反映</p> <p>⑩ 第4-2に引用</p> <p>※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照</p> <p>また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」とあるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。 保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</p>
<p>6. 重大事態への対応</p> <p>○本来1号重大事態として扱うべきものであるが判断が分かれているような事例等、具体的な重大事態の事例を複数示すことを通じて、1号重大事態の範囲の明確化を図る。</p> <p>○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」とあるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。</p>	<p>【P26】</p> <p>また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」とあるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。</p>	<p>公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい。この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置しておくことが望ましい。</p>
		<p>⑪ 第4-3-(2)に引用</p> <p>公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい。この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置していくことは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行</p>

い。なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことなどが望まれる。

なお、この場合、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

○あらかじめ教育委員会等に第三者調査委員会を設置させるべく、その必要性及びメリットを示しながら対応を促す。

・いじめ問題対策連絡協議会等を通じ、教育委員会等と弁護士会等の関係団体との連携を確保する。

[P14] 地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。  
例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部门、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。

ための組織を設置しておこなうことが望ましい。公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことなどが望まれる。

なお、この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

(⑦) (措置済みの内容)  
学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。  
例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部门、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校主管部门は、平素より、いじめ問題対策連絡協議会における地域の関係機関等との連携を通じ、いじめの重大事態の調査を行うための組織（第三者調査委員会等）の委員を選んでおくことも重要である。

(⑧) (国際化施策)  
（3）いじめの防止等のために国が実施すべき施策  
○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発  
国の基本方針やいじめの問題に関する通知等を周知徹底するため、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的に開催する。また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

## 7. 法の理解推進等

### 【保護者及び地域に対する周知】

○ PTAの全国組織の協力を得ながら、研修会、説明会等を通じて、全てのPTA関係団体に対して、法の趣旨、法に基づく対応について周知を図る。

[P11]  
(3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策  
○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発  
国の基本方針やいじめの問題に関する通知等を周知徹底するため、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的に開催する。また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

## [P21]

- ② 学校の設置者として実施すべき施策
- 学校運営改善の支援

○学校評議員、学校運営協議会及び学校支援地域本部が設置されている場合には、学校は必ず当該学校のいじめに係る状況及び対策を報告・議論するよう努める。教育委員会等及び学校として、いじめ問題に対する地域との連携を促進する。学校がこれらの仕組みを設けていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きながら、地域との連携を進めること。

## [P14]

- 2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

(3) いじめ問題対策連絡協議会  
地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。

○地域の関係機関等との連携を確保するため、いじめ問題対策連絡協議会の設置を促す。

## [P10]

- (3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策

○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上を目的とした「教職員がいじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上研修」を実施する。また、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

【教職員に対する周知】

○ 全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。

- ② 学校の設置者として実施すべき施策
- 学校運営改善の支援

・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。  
・学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供する上とともに、連携・協働による取組を進めること。  
等に働きながら、地域との連携・協働を進めること。

## 2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策

(3) いじめ問題対策連絡協議会  
学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。

④ 第3-3-(8)に引用(次項は措置済み)

・抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供する上とともに、連携・協働による取組を進めること。  
等に働きながら、地域との連携・協働を進めること。

○ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する実施すべき施策

- ② 学校の設置者として実施すべき施策

○ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する実施すべき施策

る研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質  
能力の向上に必要な措置を講ずる

る研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質  
能力の向上に必要な措置を講ずる。全ての教職員の共通理解をする  
ため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施する  
よう、取組を促す。

#### 【高等専門学校、専修学校等におけるいじめ防止等の対策】

○文部科学省として、いじめの問題に関する行政説明や研修を通じて、高等専門学校、専修学校等の関係者（学校の教職員、設置者、都道府県私立専修学校担当部局等）に対して、法の趣旨、法に基づく対応の周知をより一層徹底する。

○文部科学省として、いじめの問題に関する行政説明や研修を通じて、高等専門学校、専修学校等の関係者（学校の教職員、設置者、都道府県私立専修学校担当部局等）に対して、法の趣旨、法に基づく対応の周知をより一層徹底する。

○文部科学省として、いじめの問題に関する行政説明や研修を通じて、高等専門学校、専修学校等の関係者（学校の教職員、設置者、都道府県私立専修学校担当部局等）に対して、法の趣旨、法に基づく対応の周知をより一層徹底する。

○高等専門学校、専修学校等が、教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣、外部専門家・関係機関の紹介や、

#### 【P35】

○文部科学省として、いじめの問題に関する行政説明や研修を通じて、高等専門学校、専修学校等の関係者（学校の教職員、設置者、都道府県私立専修学校担当部局等）に対して、法の趣旨、法に基づく対応の周知をより一層徹底する。

#### 【P25】

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

・国立及び私立の学校と地域の関係機関等との連携を確保するため、設置者及び都道府県私立学校担当部局による、都道府県の「いじめ問題対策連絡協議会」への参画を促す。

#### 【P19】

② 学校の設置者として実施すべき施策

○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

#### ④ 第3—3—(1)に引用

○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

#### ⑤ 第2—2—(2)に内容を反映

○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

#### ⑥ 第1—2—(5)に引用

○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

#### ⑦ 第3—3—(1)に引用

○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

研修機会の提供等の支援が受けられる  
よう、教育委員会との連携を促す。

#### 【いじめ事案に関する調査研究】

○具体的のいじめの重大事態について、各地方公共団体が実施した第三者調査の報告書のデータベース化、分析、研究、再発防止策の提案等が、研究機関等において実施される仕組みの構築を検討する。

いじめの起ころる要因、いじめがもたらす被害、いじめのな  
い学級づくり等について、国立教育政策研究所や各地域、大学等の  
研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を  
普及する。

#### 【P11】

##### (3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策

- いじめに関する調査研究等の実施
- いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の全国的な状況を調査する。
- また、いじめの防止及び早期発見ための方策（学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルの在り方、学校いじめ対策組織の活動の在り方等）や、いじめ加害の背景などいじめの起ころる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり、各地方公共団体によるいじめの重大事態に係る調査結果の収集・分析等について、国立教育政策研究所や各地域、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。

##### (3) いじめの防止等のために国が実施すべき施策 ⑯ (国関係施策)

- （3）いじめの防止等のために国が実施すべき施策
- いじめに関する調査研究等の実施
  - いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の全国的な状況を調査する。
  - また、いじめの防止及び早期発見ための方策（学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルの在り方、学校いじめ対策組織の活動の在り方等）や、いじめ加害の背景などいじめの起ころる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり、各地方公共団体によるいじめの重大事態に係る調査結果の収集・分析等について、国立教育政策研究所や各地域、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。

「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」の改定について【主な改定事項】  
「いじめの防止等のための基盤的な方針」(平成28年11月2日いじめ防止対策協議会)

「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」		備考
改定前	改定後	
<p>4. いじめの未然防止・早期発見</p> <p>【未然防止】</p> <p>○道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例とともに児童生徒にいじめの問題を考えさせて実践的な取組を行う。</p> <p>○弁護士等による法教育により、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、ないじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること</p> <p>等について、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進する。</p>	<p>[P1]</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>② いじめの防止のための措置</p> <p>ア) いじめについての共通理解 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動(ホームルーム活動)などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。その際、いじめの未然防止のための授業(いじめとは何か、いじめはなぜ許されないのでか、」等)を、学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組を行うことが有効である。</p> <p>常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。</p> <p>[P2]</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>イ) いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があるても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。</p>	<p>指道に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面</p>

から向き合うことができよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

#### 4. いじめの未然防止・早期発見

##### 【未然防止】

○人権教育について、人権尊重の意識を高める教育の推進のため、各地域の人権擁護機関等との連携を推進する。

○性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

##### 【P2】

##### (1) いじめの防止

(1) いじめが生まれる背景と指導上の注意  
ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意  
なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられたる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにはかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。

また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる必要がある。

※ 第3-3-(1)に引用  
○差達障害を含む、障害のある児童生徒がかかるるいじめについて、  
ては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深める  
とともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外因につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れないと環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒

に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### 4. いじめの未然防止・早期発見

##### 【早期発見】

- 学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。アンケートや個人面談の実施状況を教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が点検を行う。  
・アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。

- (3) いじめに対する措置
  - ② いじめの発見・通報を受けたときの対応発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防歯等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持つて学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

- (3) いじめに対する措置
  - ② いじめの発見・通報を受けたときの対応発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持つて学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

##### 5. いじめへの対処

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。

##### 【P5~7】

- (3) いじめに対する措置
  - ③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。いじめが解消したと思われる場合(本文第2の3(4)ⅲ)[P30]参照)でも、継続して十分な注意を払いやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

- (3) いじめに対する措置
  - ③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。いじめが解消したと思われる場合(本文第2の3(4)ⅲ)[P30]参照)でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れるための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

<p>⑤ いじめが起きた集団への働きかけ いじめの解決とは、被害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、 [P30]参照)、児童生徒が対する謝罪だけではなく、整 加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、整 害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との 関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもつ て達成されるものである。全ての児童生徒が、集団の一員として、 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくり を進めていくことが望まれる。</p>	<p>⑤ いじめが起きた集団への働きかけ いじめが解消している状態に至った上で(本文第2の3(4)道) [P30]参照)、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、 加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、整 害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除 去、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との 関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもつ て達成されるものである。全ての児童生徒が、集団の一員として、 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくり を進めしていくことが望まれる。</p> <p>【P8】 (4) その他の留意事項 ① 組織的な指導体制 いじめへの対応は、校長を中心とした全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、<u>学校</u>いじめの対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあつた場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの方針の在り方にについて、全ての教職員で共通理解を図る。 このため、学校においては、学校いじめ対策組織の構成・人員配置を工夫することが必要である(例えば、日常的に最も身近に児童生徒と過ごしている学級担任を、各学年ごとに複数名参画させることなど)。</p> <p>【P8】 (4) その他の留意事項 ② 校内研修の充実 全ての教職員の共通認識を図るために、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。</p> <p>【教職員に対する周知】 ○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。</p>
--	--